(別表)

<対象となる経費>

- ※対象経費は物品の購入に伴う設置工事費、施工費および送料を含みます。 その場合は、内訳が明確にわかるようにしてください。
- ※<u>以下の物品以外でも、感染対策に資すると判断される場合には対象とすることもあります。ただし、申請の前に対象になるか必ず問い合わせをしてください。</u>
- ※三重県内の事業所に設置してください。

ア	【消毒関係】	次亜塩素酸水発生装置
		消毒液用ディスペンサー(非接触)
1	【飛沫対策関係】	商品防護ケース
'	NAME OF TAXABLE PARTY.	アクリル板、透明ビニールシート・カーテン
		フロアマーカー(ソーシャルディスタンス用)
		ウイルス抑制機能付加湿器
ゥ	【換気関係】	ウイルス抑制機能付空気清浄機
		ウイルス抑制機能付エアコン
		換気機能付エアコン
		サーキュレーター
		換気設備(換気扇)の新設
		網戸の新設
		CO2センサー
エ	【非接触型対応関係】	キャッシュレス機器
		セルフレジ
		キーレスシステム
		自動ドア
		非接触型自動水栓(蛇口)
		タッチレススイッチ
		Web会議ソフトウェア
オ	【その他の衛生管理関係】	トイレ洋式化
		非接触体温計
		サーモカメラ
		抗原検査キット